

時代の眼

医療保障システムの三本柱

地主重美

このところ医療保障制度改革の動きが急である。医療施設の機能分化と連携を目的とした医療法の改正がその第1であり、1948年以来の供給体制のリフォームだといわれている。第2は医療保険制度の改革であり、新設の医療保険審議会を中心に制度全体の包括的な調整と保険財政の恒久的安定化を目標に1961年の皆保険以来の改革を旨としている。第3は良質な医療サービスの安定的供給を可能にする有効な診療報酬制度の確立である。これら医療供給システム、医療保険システム、診療報酬制度は、医療保障制度を形成する三本柱であり、公的医療サービスの需要と供給は保障制度といういわば公的市場を通してバランスが図られてきたのである。1970年前半までの公的保障市場はその時々の改善を伴いながら需給調整機能を果たしてきたが、70年後半からはもはや短期的なパッチワークだけでは到底のりきることのできない重大な局面に入っている。既存の公的市場を危機に追い込んでいる最大の要因は、いうまでもなく人口高齢化である。わが国では周知のように高齢化のスピード (speed) が速いこと、高齢人口の規模 (scale) が並外れて大きいこと、超高齢化という未踏の段階 (stage) に向って急進しているという特徴をもっているが、このような与件の巨大な変化によって公的保障市場の需給調整機能が著しく低下したことは当然である。これに加えて医療分野の技術革新が進み、サービス費用の急騰をもたらしている。全国民に高質の医療を提供するという医療保障の目標と、この技術革新を両立させることは、現行の保障システムのなかでは難しい。

人口高齢化はまず国民医療費の急増をもたらし、医療保険財政悪化の導火線になっている。被用者保険財政はここ数年やや小康状態を保っているものの、これも一時的現象にすぎないことは多くの予測分析からも明らかである。高齢化の衝撃がとくに顕著なのは国民健保と老健制度である。前者については100%加入者按分率の導入により財政安定化が講ぜられ、後者についても公費負担割合の引上げ等の対応策がとられている。このような措置の是非や政策効果の有無とは別に、発生確率のきわめて高い高齢者の疾病とその医療費を保険リスクとみてよいかどうかという根本的な問題が提起されている。民間保険のアナロジーからすれば、この種のリスクは保険リスクにあらずということになる。それはこの種の民間保険がほとんど存在していないことから明らかである。ところ

が社会保険は、給付決定方法や拠出原則が民間保険と全く異なっており、リスク分散機能をもち、給付と拠出の全体的均衡という点で保険事業たるにとどまっている。高齢者医療保障に対して世代間再分配機能の強い保障方式で対応していくか、それとも保健サービス方式でいくべきかは、社会的厚生の見地から理論的にも実証的にも分析を深めていくべき課題であろう。

医療制度においても、高齢化の怒濤は急速な病院化傾向の形で押しよせている。入院・外来をとわず、患者の病院志向は急速に強まり、逆に診療所開業医の減少傾向とその高齢化が進行し、地域住民のプライマリ・ケアに中心的役割を果たしてきた診療所の地盤沈下は著しい。これは地域密着型老人層の増加による医療需要の趨勢に逆行した供給構造というほかはない。このアンバランスを是正するにはまず第1に病院と診療所の機能分化と連携の強化が必要であり、とりわけ診療所の質的向上と人材の定着化への誘導策をとるべきであろう。第2は医療法改正のねらいとされた病院の機能分化と連携であり、そして第3は保健・医療・福祉のシステム化である。このようなシステム化はまず施設のシステム化であると同時に、人材配置のシステム化でもある。さらにまた分散による自立と集中による統合を含む広い意味でのシステム化である。これは高齢化社会における医療需要の変容に対応して一方ではアクセスの利便性を、他方ではサービス供給の効率性を同時に実現することが重要な課題になっていることを物語っている。

有効性の高い診療報酬制度の確立も高齢化による疾病構造の変化とともに重要性を高めている。支払方式には基本的にいって投入コストをベースにする投入払方式 (retrospective scheme) と見込み払方式 (perspective scheme) の2つの考え方がある。前者では効率化インセンティブが弱いことは現在の出来高払い方式がよく示している。他方、後者では質的向上へのインセンティブが弱い。この両者の最適結合を模索することも大きな研究課題である。

医療には医学医術的にみて水準の高い確実な (sure) 医療と、患者にやさしい (soft) 医療がある。医学医術の急速な進歩のなかで現在はやや振子が前者に傾いているがその反動で後者への要請も強くなっている。高齢化社会のめざすべき医療保障制度はこの両者の調和にある。その具体像を模索し提示していくのが研究者の課題である。

(じぬし・しげよし 駿河台大学教授)